

# 浄土宗



## 寺院・教師マニュアル

——各種申請の手引——

平成17年度版



## 寺院の財産を処分するには

寺院が財産を処分するときには、宗教法人法第23条、当該寺院規則第24条、浄土宗規則第34条、宗規第6号第4条により、①責任役員議決を経ること。②総代の同意を得ること。③宗派の代表役員承認を受けること。④信者その他の利害関係人に対し公告をすること。の以上4項目が義務づけられています。またこれらは、**この行為の1ヵ月前までに完了しなければなりません。**

### 〔注意事項〕

- ①責任役員会議事録および総代同意書に使用する印鑑は、四種登録で登録されているものです。四種登録に変更を生じている場合は、四種登録を完備してください。
- ②処分代金で寺院建築新築、不動産を購入する場合は、同時にそれらの承認（新築P136参照、取得P140参照）も受けなければなりません。
- ③この承認を受けずに売買した場合、その売買が無効になる場合があります。

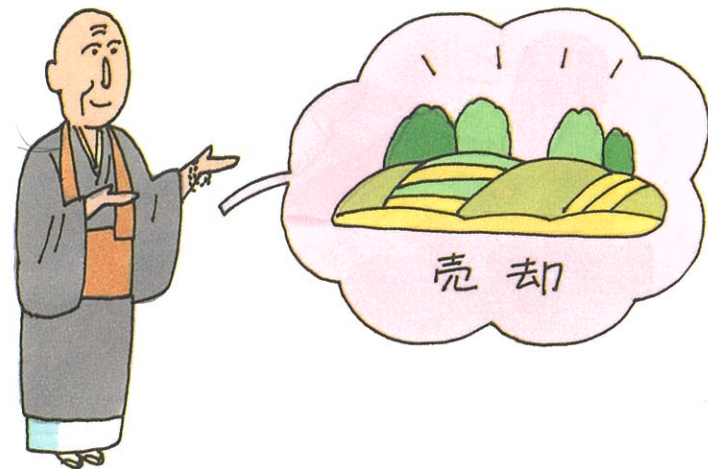
### 〔添付書類〕

- ①処分する不動産の登記事項証明書、固定資産評価証明
- ②責任役員会議事録
- ③総代同意書
- ④処分する不動産と寺院の位置関係が分かる公図または地図
- ⑤買い受け証明（貸借の場合は、貸借契約書の写し）
- ⑥その他関係書類

〔冥加料〕 処分代金の2%です。ただし処分代金が25万円以下の場合5,000円になります。

### 〔冥加料の控除〕

代替不動産取得時や境内建物の新・増・改築等をする時、冥加料が控除になる場合がありますのでお問い合わせください。



●四種登録で登録されている印鑑を使用してください。

【総様式44】 寺院財産処分承認申請書

年 月 日

浄土宗代表役員 殿

【申請者】  
 東京 教区 東京 組 (寺院番号 21) 浄土 寺・院・教会  
 住職・主任 (代表役員) 月影法道 印

7. 添付書類  
 (1) 責任役員会議事録 1通  
 (2) 総代の同意書 1通  
 (3) 処分する物件の登記事項証明書 1通  
 (4) 処分する物件の評価額証明書 1通  
 (5) 相手方の買受証明書 各1通  
 (6) 物件と寺院との位置関係がわかる図面 (地図)  
 (7) 取用等による処分の場合、取用証明書など公的機関の証明書

上記進達します。  
 平成 年 月 日

組 組長 印

次のとおり寺院の財産を処分したいから、承認願いたく関係書類を添えて申請します。

上記進達します。  
 平成 年 月 日

教区教区長 印

|                                 |                                  |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 1. 処分財産                         | 東京都港区芝公園7-8-9宅地320m <sup>2</sup> |
| 2. 処分方法 ※売却・無償譲渡・地上権設定等の別を記入のこと | 売却                               |
| 3. 処分代金                         | 1,200,000,000円                   |
| 4. 代金の保管方法                      | 定期預金にて保管                         |
| 5. 相手方の住所・氏名                    | 東京都港区芝公園9-10-11 信徒次郎             |
| 6. 理由                           | 本堂改築資金、借入金返済<br>墓地拡張資金           |

●登録事項証明書と実測面積が異なる場合、実測を記入し「実測」と明記してください。

|      |        |      |           |
|------|--------|------|-----------|
| 情報番号 | 104400 | 申請書名 | 財産処分承認申請書 |
|------|--------|------|-----------|